

奈良市スマートロックシステム  
導入業務委託仕様書

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

奈良市スマートロックシステム導入業務委託

### (2) 調達目的

奈良市（以下「本市」という。）では、公共施設の利便性を向上し、施設管理業務を効率化することを目的に、一部の施設においてスマートロックシステムを導入します。

### (3) 対象施設及び設置数

施設名	台数	所管課
登美ヶ丘球技場	1	市民部 スポーツ振興課
都祁体育館	5	市民部 都祁行政センター地域振興課

※設置場所は別図1「登美ヶ丘球技場設置場所」及び別図2「都祁体育館設置場所」を参照のこと。

### (4) 業務の概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (ア)スマートロックを実現するために必要な機器の調達。なお、対象設備に接続するインターネット回線は本市が用意するものを使用すること。
- (イ)スマートロック及びスマートロック用キーボックス（以下、「スマートロック等」という。）導入に係る作業（スマートロック等の設置、運用テスト、操作説明書作成及び操作説明会）
- (ウ)SaaS方式による管理システムの導入

### (5) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日

### (6) 納品物

本業務の納品物は以下のとおりとする。この内容に準じた納品物を紙及び電子データで指定の期日までに納入すること。

#### 機能要件一覧

操作説明書 システム管理者向け及び利用者向け（PDF等）

設置写真

業務完了報告書 1部

### (7) スケジュール

システム稼働までの想定スケジュールは下記のとおりとする。詳細なスケジュールは受託後、市と受託者が協議の上、具体的な作業スケジュールを作成すること。

作業内容	実施時期
------	------

作業スケジュールの作成及びキックオフ会議	契約締結後速やかに実施
スマートロック等の設置及び動作確認	令和 8 年 3 月 31 日まで

## 2. システム要件

### (1) 基本事項

(ア) サービス提供期間における必要なソフトウェアのバージョンアップは、受託者の負担において行うこと。

(イ) 最新の OS、ブラウザに対応すること。

### (2) 環境要件

(ア) 本システムで導入するシステムは SaaS 方式で運用するものとすること。

(イ) 本市が当該サービスを利用する際に、関連するすべてのサーバーが国内に設置されており、日本国内法の適用をうけること。

(ウ) サーバー障害等によるデータ消去及び破壊のリスクを低減するため、サーバー、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。

## 3. 機能要件

### (1) スマートロック等

(ア) 任意の暗証番号で鍵の解錠・施錠ができること。

(イ) スマートロック等の暗証番号の発行、変更、削除等の各種操作が、プログラミング等の専門知識を必要とせず、本市で実施できること。

(ウ) インターネットによる管理が可能であること。

(エ) 通信方式は有線 LAN もしくは Wi-Fi を基本とし、対象施設への安定したインターネット通信環境を確保できること。

(オ) スマートロック等の動作に必要な電源は、乾電池又は電源供給による運用が可能のこと。

(カ) ネットワーク接続の有無に問わらず、停電等有事の際を含む緊急時、管理者が自由に開閉できる手段があること。

(キ) 施設管理者等が開錠するにあたり、マスターキーとなる暗証番号を設定できること。

(ク) 物理鍵と併用できること。

(ケ) スマートロック等は、屋外設置に耐えうる構造であること。

### (2) 管理システム

(ア) 公共施設予約システム（株式会社パストラーレ「いつでも貸館」）と連動できる API 機能を有し、同システムとの連動実績を有すること。

(イ) 公共施設予約システムとの連動について、以下の実現可能のこと。なお、公共施設予約システム側の設定については、本業務の費用に含まない。

- ① 公共施設予約システムの利用者側画面からの予約に対し、予約日時、施設に応じて暗証番号を自動発行し、利用者へ通知することができる。また、1 施設を、複数利用者が同時に利用する際には、それぞれの利用者に異なる暗証番号を発行し、利用者を識別できること。

- ② 公共施設予約システムの管理者側画面からの職員による予約操作に対しても、暗証番号を自動発行することができる。
- (ウ) 公共施設予約システムによる予約に対して自動発行した暗証番号について、施設管理者が管理システム上で容易に確認できること。
- (エ) API を通じて利用日前日等、任意の日時に暗証番号のメール通知が可能であること。
- (オ) 予約に応じた利用制限が可能であり、開錠履歴による利用者の特定ができる。
- (カ) 施設の利用区分に限らず、暗証番号の有効期間を任意に設定できること。
- (キ) 管理システムは、「Microsoft Windows11」以降のOSを搭載したパソコンからの利用が可能なこと。
- (ク) インターネットブラウザ（Microsoft Edge・Mozilla Firefox・Google Chrome）において一連の操作が問題なく行えること。

#### 4. システム構築

##### (ア) 要件・仕様打ち合わせ及び整理

システムの仕様を本市に説明し、設定内容を決定すること。

##### (イ) スマートロック等の設置工事

スマートロック等の設置に必要な工事を実施すること。スマートロック等に、電源やインターネット接続が必要となる場合は、スマートロック等が使用に必要な電源確保やインターネット環境への接続を行うこと。

##### (ウ) 管理システムの設定、動作確認及び運用テスト

管理システムで管理を行う機器が問題なく動作することを確認する。また、本市が動作確認や検証等を行った際に生じた問題点、疑問点についての説明やシステムの対応を行う。

#### 5. 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。なお、受託者は自己の親会社及び子会社等の関連会社及び委託先に対し、本業務を実施する上で合理的な範囲内において秘密情報等を開示することができる。ただし、秘密情報等を開示する場合は、受託者が本市に対して負うのと同等の守秘義務を課し、当該開示先による漏洩についても受託者が責任を負うものとする。

#### 6. 個人情報保護

業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「奈良市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

#### 7. 契約不適合責任

本契約との不適合が判明した場合は判明してから1年以内に、本市と協議のうえ、無償で迅速かつ誠実に修正等の作業を実施すること。なお、この場合、不適合部分のみ修正することとし、修正のた

めにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要が発生した場合には、事前に本市に報告すること。

#### 8. 契約終了時のデータ消去

本業務の終了後に本市情報資産を格納していた機器類電磁的記録媒体については、記録されたデータの完全消去又はディスクの破壊を行うこと。データの完全消去は、OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去、装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、ブロック消去、もしくは暗号化消去とし、ディスクの破壊は物理的な方法による破壊又は磁気的な方法による破壊とする。また、作業後は物理的破壊等を証明する書類を作成し、1 ヶ月程度を目安に本市に提出すること。なお、消去対象は、業務利用に必要となるシステムを除く。

#### 9. 権利帰属

本システムに関する知的財産権（本システムそのものの知的財産権の他、本システムに関連して受託者が本市に対して提供する操作マニュアル、研修資材等も含まれる。なお、これらに限られるものではない。）は本システムのユーザが登録したデータ等の知的財産権を除き、全て受託者又は正当な権利者に帰属するものであり、本契約の締結又は本システムの利用の許諾によっても、本市又は本システムのユーザに移転するものではなく、本システム以外に利用等することを許諾するものでもない。

#### 10. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。